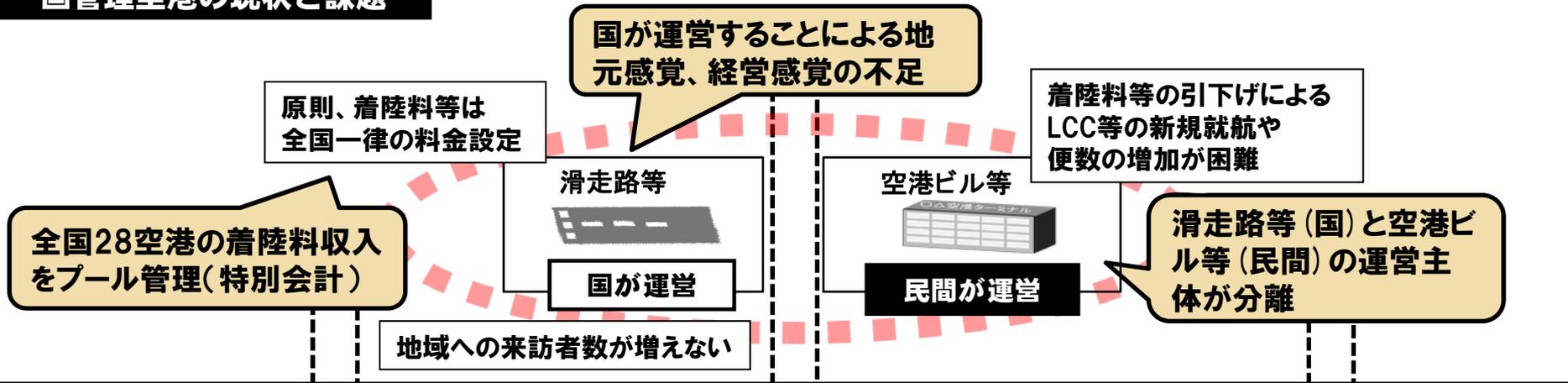


地域活性化に向けた空港経営改革

我が国各地域の現状とニーズ

・人口減少が進む中、地域の玄関口たる空港を活用して交流人口の拡大による地域活性化を目指したい。

国管理空港の現状と課題



改革の具体的措置

地域特性とニーズに対応した個別空港ごとの経営

民間の資金・経営能力の活用

空港と空港関連企業との経営一体化

PFI法を活用して地域の実情に応じた民間による経営の一体化

一方、空港は「安全・安心」の拠点でもある。

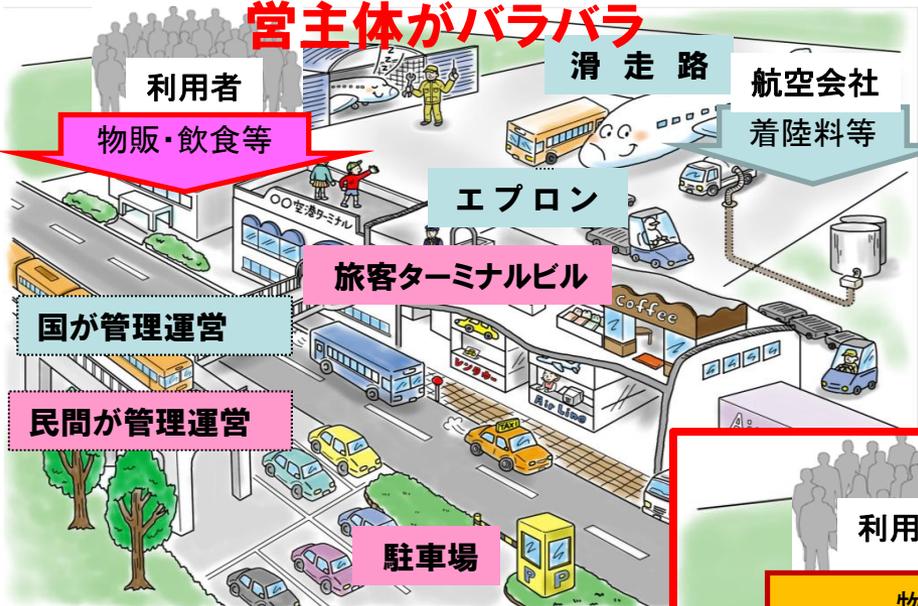


3.11後の公共インフラ機能のあり方 → 災害復旧等において国が適切に関与できる仕組みを導入

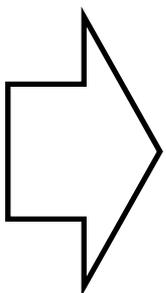
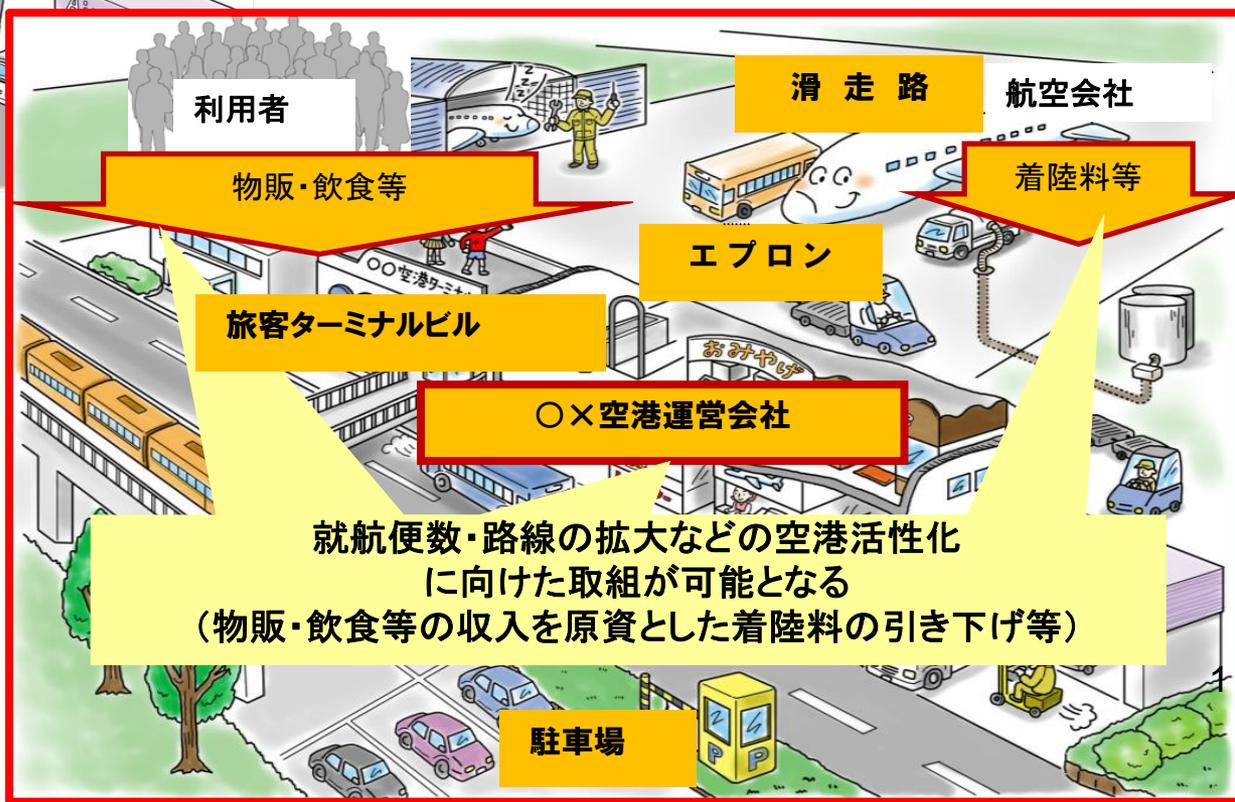
空港経営改革の目的

空港を活用した内外の交流人口拡大等による地域活性化に貢献する

我が国の国管理空港は、各施設の運営主体がバラバラ



経営一体化とそのメリット



【PFI法(平成11年法律第117号)の概要】

- ・対象施設
空港を含む幅広い公共施設等が対象。
- ・公共施設等運営権制度(H23年改正で創設)
従来は、公共施設の利用料金は国・地方公共団体等の施設の管理者が決定
⇒**サービス内容・利用料金を民間事業者が決定できる制度(公共施設等運営権)が創設。**

【民活空港運営法案との関係】

- ・PFI法はあくまで公共施設一般に関する通則手続きを定めているものにすぎない。
⇒運営権制度を空港に活用する際は、**同法に加え、空港運営等に固有の安全や利用者保護の観点からの規制(航空法、空港法等)を民間事業者に適用するための所要の立法措置が必要**

**航空会社
利用者**

利用料金支払

- ・着陸料等
- ・旅客取扱施設使用料



(設置管理者)

**滑走路等の
所有権**

国

事業契約

(運営権者)

運営権

**地域・
民間事業者**

- ・安全・利便確保の観点からの監督 →
- ・有事対応、災害復旧など

- ・空港の運営(安全・利便の確保)
- ・利用料金の設定と収受

・「予防保全・長寿命化」の観点から監督・点検・検査 → 長期修繕計画に基づく常時保全の実施